
災害救助法適用に基づく措置

電波利用料債権の催促状及び督促状の送付の停止について

災害救助法適用されたことに伴い管内の以下の自治体に対して電波利用料債権の催促状及び督促状の発送を停止する措置を執りましたのでお知らせします。

○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用

【送付停止期間】 令和7年8月10日～令和7年10月11日

【山口県】

・宇部市